

令和 5 年度

高等学校等育英事業奨学生（緊急採用）募集要項

この奨学金制度は、優れた生徒でありながら、家計が急変したことにより経済的に修学困難となった者に対して学資の貸与を行い、将来、社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的としています。

本人及び保護者とも奨学制度の趣旨を理解し、修学について十分な熱意があり、将来、奨学金返還の義務等についても責任を持てる方のみ出願してください。

1 出願資格

次の各号に該当することが必要です。

- (1) 長崎県内に住所を有する者の子など（単身赴任を除く）
- (2) 経済的理由により修学困難で、かつ、学習意欲に富み、奨学生としてふさわしい者
- (3) 高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部（専攻科を含む）、専修学校の高等課程並びに高等専門学校のいずれかに在学している者（通信制を除く）
- (4) 次に掲げる家計急変の事由が発生したときから 1 年以内である者
 - ① 主たる家計支持者が、解雇（会社の倒産等）された場合。また、再就職したが収入が減少している場合
※離職理由が、自己都合・任期満了の場合は該当しません。
 - ② 主たる家計支持者が、死亡又は離別した場合
 - ③ 主たる家計支持者が、破産した場合
 - ④ 病気・事故・会社倒産・経営不振その他家計急変の事由により、申込者の属する世帯の家計の支出が増大又は収入が減少した場合
 - ⑤ 災害（火災、風水害、震災等）の被害を受けたことにより、申込者の属する世帯の家計の支出が増大又は収入が減少した場合
 - ⑥ 他都道府県において奨学生であった者（都道府県が関与した制度に限る）が、主たる家計支持者の転居により奨学金を停止されたため修学が困難になった場合

※ 主たる家計支持者とは、父母又はこれに代わって家計を支えている者です。

※ 他の奨学金制度との併願・併給は可能です。（但し、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（給付型奨学金を除く）及び本会の他の奨学金との併給は不可）

※ 専修学校高等課程に在学する者で、高等学校で既に本会の奨学金の貸与を受けた者は出願できません。

2 奨学金の貸与月額・貸与期間

下記のいずれかの金額を選択してください。

貸与月額	貸与期間
10,000円	家計急変の事由が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から在学する学校の正規の最短修業期間まで ※当該年度前に事由が生じていても、当該年の4月を支給開始限度とします。
20,000円	
30,000円	
35,000円	

3 募集期間

年間を通して随時募集します。

(令和5年度の願書提出期限は、令和6年2月末必着)

4 出願手続

出願者は、在学する学校へ出願してください。

学校は、生徒から提出された書類(奨学生願書及び所得に関する書類等)を審査し、適格者については、奨学生推薦調書を作成して本会へ提出してください。

(提出書類は、採否に関わらず原則としてお返しできません。)

5 採用者の決定及び通知

随時、採用者を決定し、学校を経由して通知します。

なお、願書等の記入字体が本会の電子計算機で取扱い困難な場合は類似する標準文字になりますので、御了承ください。

6 提出書類

(1) 奨学生願書(事由発生年月日を記入し、該当する理由を○で囲む)

(2) 奨学生推薦調書(在学校で作成)

(3) 同一世帯員の所得に関する証明書等その他添付書類

※確定申告書(控)の第一表と第二表のコピーを提出する場合は、マイナンバー<個人番号>が記載されている箇所は、見えないように消して(隠して)から、コピーをしてください。

※家計支持者が無職の場合は、民生委員が発行する無職に関する証明(確認書・依頼書等)を取得し、添付してください。

(4) 家計急変の事由を証する書類

※原則、公的機関の発行する、家計急変事由に該当する事由が発生した日付を明記してある書類

※前記「1 出願資格」(3)④⑤の申込者の属する世帯の家計の支出が増大又は収入が減少した場合、収入のある同一世帯者の増減前後の確認が取れる公的機関等の発行する書類を提出

No.	家計急変の事由	添付書類	取得先
①	倒産等による解雇	・解雇通知書 ・離職証明書(票)または雇用保険受給資格者証の写し(解雇の事実がわかるもの)	・離職した勤務先 ・公共職業安定所等
	離職後、再就職したが収入が著しく減少	・離職証明書(票)または雇用保険受給資格者証の写し ・再就職前後の年の源泉徴収票又は所得証明書等(再就職後は1年間の給与支払見込を証明する書類)	・公共職業安定所等 ・市役所・勤務先等
②	家計支持者の死亡又は離別	・戸籍謄本又は抄本(事実の日付、本人との続柄関係記載のあるもの) ・死亡診断書 (※どちらかの証明書だけで可)	・市役所等 ・病院等
③	家計支持者の破産	・公的機関発行の破産を証明する書類	・裁判所等
④	病気・事故により世帯の支出増大又は収入減少	・医師等の診断証明書 ・事故等の証明書 ・事由発生の前年及び事由発生後の源泉徴収票又は所得証明書等	・病院等 ・警察署等 ・市役所・勤務先等
	会社倒産・経営不振により世帯の支出増大又は収入減少	・公的機関等発行の証明する書類等 ・事由発生の前年及び事由発生後の源泉徴収票、確定申告書の控えのコピー(第二表含む)又は所得証明書等	・裁判所等 ・市役所・勤務先等
⑤	災害(火災・風水害・震災等)により被害を受けたことにより、世帯の支出増大又は収入減少	・り災証明書 ・事由発生の前年及び事由発生後の源泉徴収票又は所得に関する証明書等	・消防署等 ・市役所・勤務先等
⑥	主たる家計支持者の転居により、他都道府県の奨学生でなくなったことによるもの	・他都道府県で奨学生であったことを証明する書類(貸与終期のわかる書類) ・転居を証明する書類(住民票等)	・他都道府県の奨学団体 ・市役所等

(5) その他(本会が求める書類)

7 「奨学生願書」の奨学金を希望する理由等

- (1) この欄は、奨学生採用に重要な関係があるので、家庭事情などの出願理由を具体的に記入してください。
- (2) 無職や失職などの場合は、失業の年月日及び理由、健康状態、就職の見通し等をこの欄に記入してください。
- (3) 父・母以外の者を第一連帯保証人とする場合は、その理由を記入してください。
- (4) 貸与終了後の返還については、奨学生に採用された場合、貸与終了後に奨学金を返還していくことに対する考えや決意を必ず書いてください。

8 奨学金の返還（無利子）

貸与を受けた奨学金は、卒業の月の翌月から起算して6か月を経過した後から、貸与総額に応じて本会が定める期間内に、職種のいかんを問わず全額を年賦、半年賦、月賦、月賦・半年賦併用のいずれかの割賦の方法で返還しなければなりません。

この場合において、返還金の全額又は一部を繰上げ償還することができます。

その他

連帯保証人（必ず2人必要です）

- (1) 原則として、第一連帯保証人は、父・母（親権者）となります。ただし、特別な事情がある場合は、これに代わる人となります。（42歳以上で収入のある兄・姉等）
- (2) 願書には、本人と第一連帯保証人の氏名はそれぞれ自署とし、印鑑は印影の異なるものを使用してください。（スタンプ印は不可）
- (3) 採用決定後、第二連帯保証人（第一連帯保証人と別生計を営む者で、原則長崎県内に居住する成人者であり、返還開始時に満65歳以下）を必要とします。なお、連帯保証人（2人）には、「誓約書・奨学金借用証書」提出時に、併せて「印鑑登録証明書」を提出していただきます。

<問い合わせ先>

公益財団法人 長崎県育英会

〒850-0035

長崎市元船町 17 番 1 号 長崎県大波止ビル3階

TEL 095-895-7530

FAX 095-820-1972

ホームページ <http://www.n-ikuei.jp/>

※出願書類等の様式は、当会ホームページからダウンロードできますので御利用ください。